

日ス施協発第191号
令和3年8月1日

認定スポーツ救急手当資格保有者 各位

公益財団法人日本スポーツ施設協会
常務理事兼事務局長 水原 由明
(公印省略)

認定スポーツ救急手当資格等に関する暫定的取扱いについて (お知らせ)

公益財団法人日本スポーツ施設協会 (以下「協会」という。) は、既存の認定スポーツ救急手当資格等の取扱いに関して、「公益財団法人日本スポーツ施設協会認定スポーツ救急員の養成に関する規程」に基づき、令和3年8月1日から暫定的に下記の取扱いとすることとしましたので、お知らせします。

記

1. 現在保有の認定資格の有効期限の取扱い

- (1) 現在保有している登録証 (カード) に記載されている有効期限は有効ですので、有効期限までは保有してください。(但し、登録証 (カード) に記載されている事務局、連絡先は既に変更となっていますのでご注意ください。)
- (2) 有効期限後も、認定資格の更新を希望される方は、今回に限り無条件で更新することができますので、有効期限内に現在の登録証 (カード) の写しと、送り先を明記の上、メール又は FAX で協会宛にお送りください。
- (3) 更新のための登録料として、今回に限り 2,000 円 (税込) を徴収させていただきますので、下記指定口座にご入金ください。入金確認後、新しい登録証 (カード) をお送りします。
- (4) 新しい登録証 (カード) の有効期限は、既定の登録期間を延長した登録証 (カード) を発行します。
 - ① <インストラクターの資格者>
 - ・ 1 年間の有効期限から更に **1 年間延長**した登録証 (カード) を発行します。
 - ② <プロバイダーの資格者>
 - ・ 3 年間の有効期限から更に **1 年間延長**した登録証 (カード) を発行します。

2. 認定インストラクターが認定プロバイダー養成講習会を開催する場合の取扱い

認定インストラクターが、認定プロバイダーの養成講習会の開催を実施する場合は、次の事項を遵守することを条件に開催することができます。

- ① 事前に、認定プロバイダー養成講習会開催申請書を協会に提出し承認を得ること。
- ② 講習会の内容に関しては、「公益財団法人日本スポーツ施設協会認定スポーツ救急員の養成に関する規程」に定める基準カリキュラムに沿って実施すること。
- ③ 講習会終了後、認定プロバイダー養成講習会報告書及び受講者名簿を協会に提出すること。

3. 今後の認定事業に関する取扱い

- (1) 今回は、「公益財団法人日本スポーツ施設協会認定スポーツ救急員の養成に関する規程」に基づき、暫定的な措置として認定資格を継続することとしました。
- (2) 今後は、養成講習会の受講要件、登録規程等を整理し所要の体制整備を行い、主務省庁の事業認定を踏まえて、令和4年4月を目途に協会主催の資格認定事業として継続的に実施していく予定です。

以上

【送り先】

- ◆メールアドレス touroku2021@jp-sfa.or.jp
- ◆Fax 番号 03-5972-4106

【入金先】

- ◆三井住友銀行 麴町支店（店番号218）
名 義 コウエキザイダンハウジン ニホンスポーツシセツキョウカイ
口座番号 9195328

【補 足】

- ◆認定資格に関しては個人資格としていますが、団体として一括して手続きをされる場合は、団体として登録名簿を提出いただくことも可能です。所属する団体とご相談の上、申請手続きを行ってください。その際はメールにてご連絡ください。